

3大トータルサポート団信の概要						
特徴	この2つの保険は、全国保証株式会社(以下、「全国保証」といいます)を保険契約者および保険金等受取人とし、金融機関から融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である全国保証に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。					
保険金等名称	死亡 保険金	高度障害 保険金	リビング・ ニース特約 保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保 険 金 額 等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)します。 3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険には、他のお借入も含め、被保険者一人あたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。					給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日ににおける予定返済額となります。
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)					
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)					
	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 (※) お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。			
保 障 開 始 日	融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。					
これらの契約からの脱退	○融資を受けた金融機関の債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき					
(備考)						
*1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの *2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 *3 「病院または診療所において所定の手術を受けたとき」「病院または診療所」および「所定の手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。 *4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払い対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。 *5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等のお支払いについて』および「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。						
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険				団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事保険会社：明治安田生命保険相互会社)				明治安田生命保険相互会社	

・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

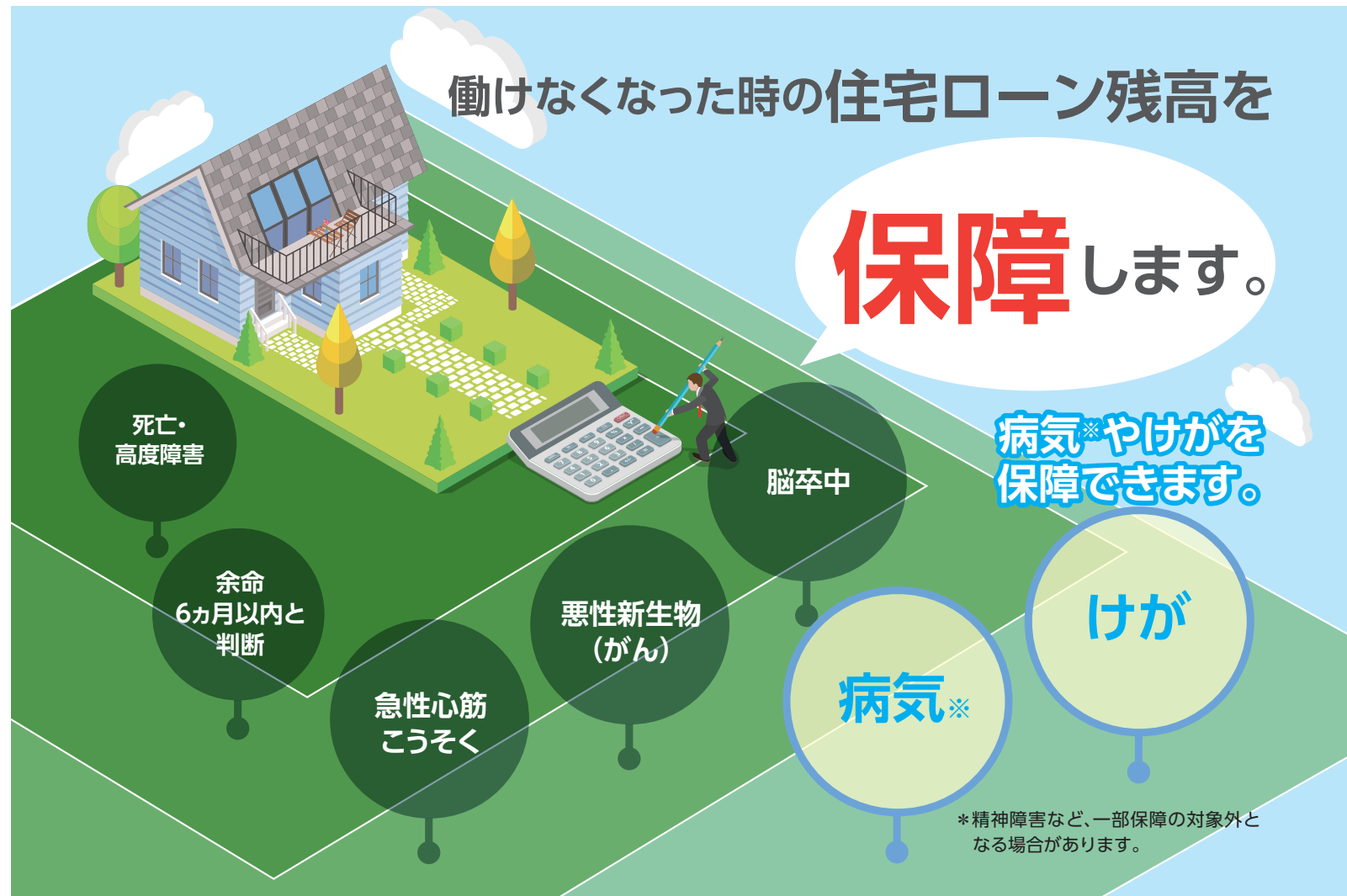
MY-A-26-1-E-002276 (2026.4)

3大トータルサポート団信

＜団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険＞



詳しくはこちらの二次元
コードから専用サイトへ
ジャンプ!!



1 ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にはご加入いただけません。

- がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- 告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が1億円を超える場合には、事務幹事保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

取扱金融機関



2 特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参照ください)

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき (*)

リビング・ニーズ

余命6ヵ月以内と判断されるとき

3大疾病

がん

所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (*)

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*)
または
②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*)

急性心筋こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*)
または
②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*)

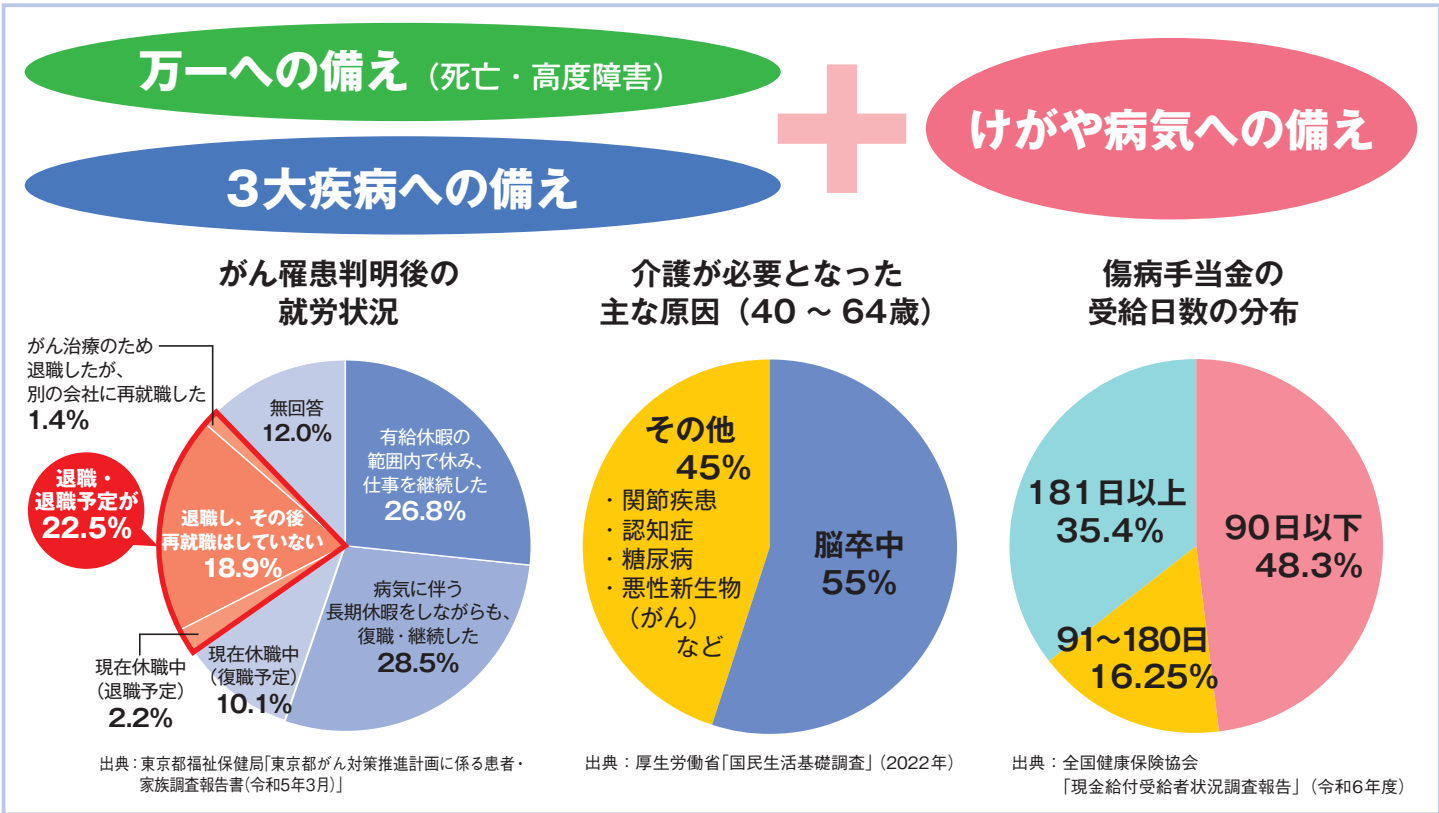
けがや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(*)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4~12ヵ月
毎月の返済額を保障

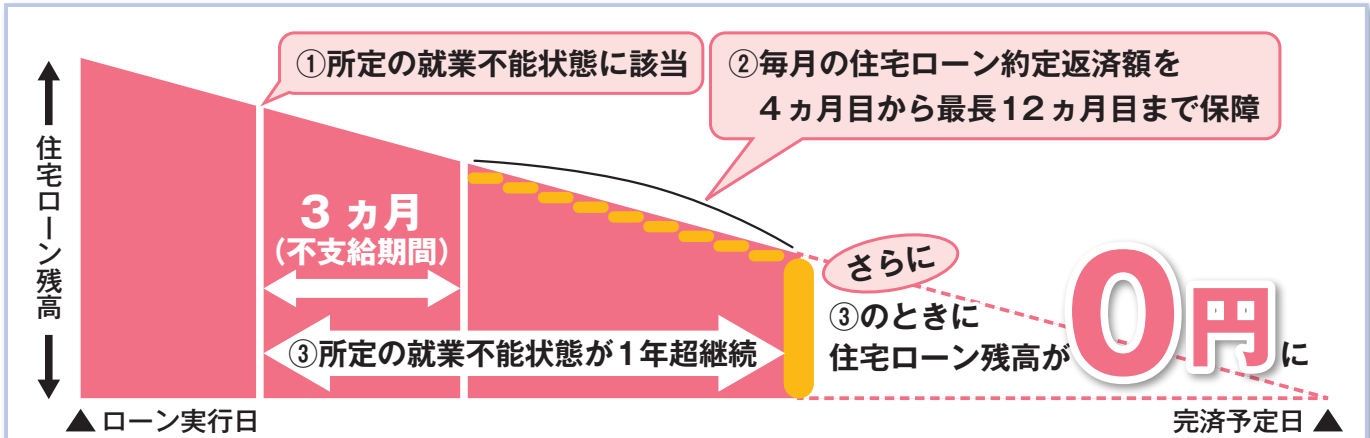
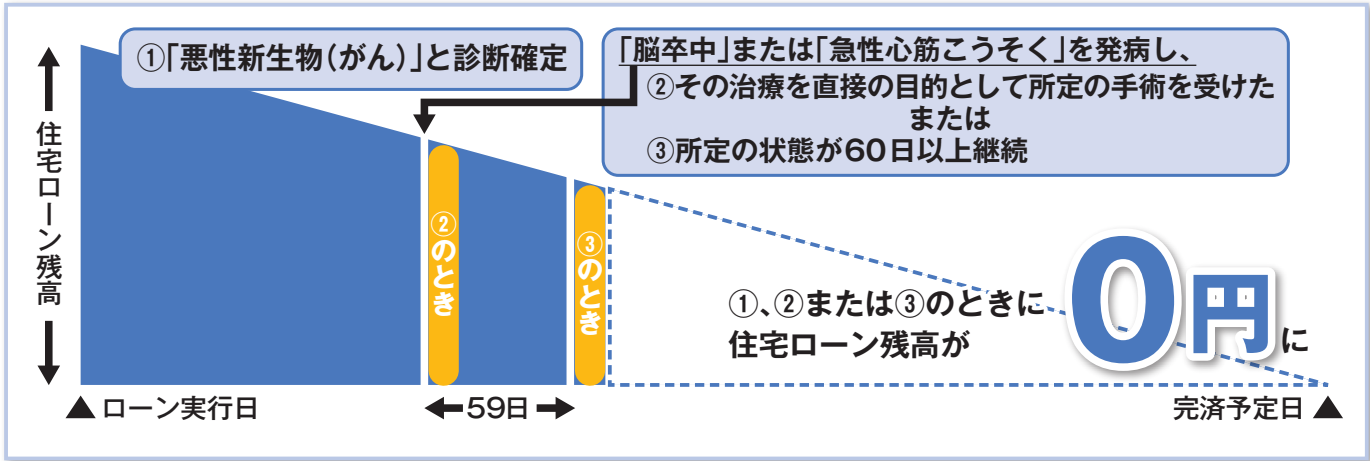
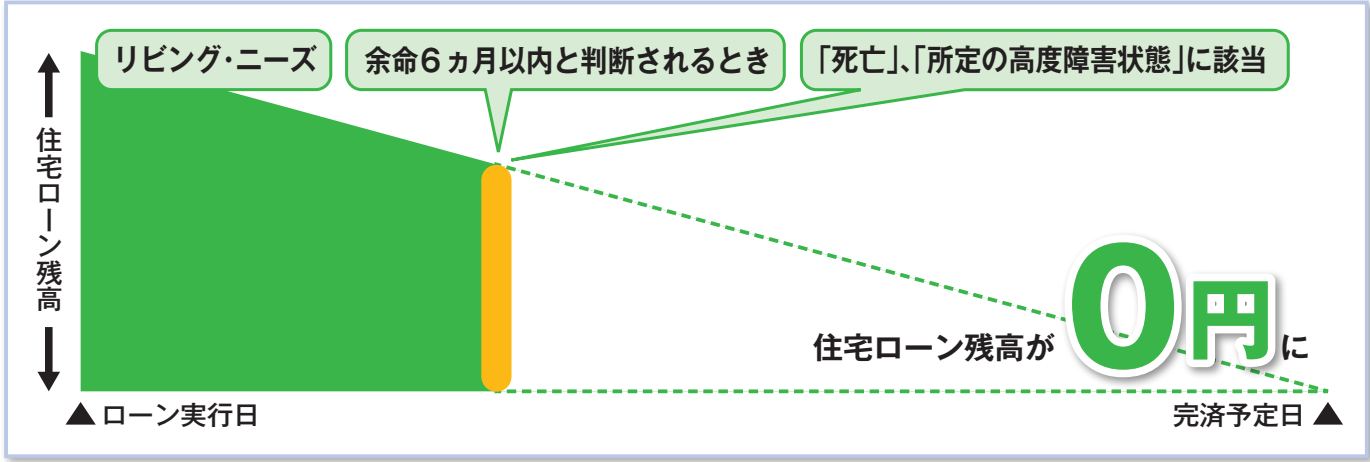
就業不能状態が12ヵ月を超えたら

住宅ローン残高を保障し完済



3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について (*)	
以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。	
「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ➢上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ➢上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ①身のまわりのある程度のことではあるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの ➢上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。